

平成28年 6月 17日

所属 教育委員会事務局文化財保存課

担当 記念物・埋蔵文化財係

電話 0742-27-9866

平成28年6月17日(金)に開催されました国の文化審議会(会長 宮田 亮平)において、史跡名勝天然記念物等の指定の答申がありました。そのうち奈良県に関係するもの(3件、特別史跡 藤原宮跡(追加指定)、史跡 飛鳥宮跡(追加指定及び名称変更)、史跡 桜井茶臼山古墳(追加指定))について、お知らせします。

## 特別史跡の追加指定 1件

1. 名称 藤原宮跡(ふじわらきゅうせき)
2. 所在地 橿原市高殿町、醍醐町外
3. 面積 既指定地: 884,699.10 m<sup>2</sup> 追加指定地: 1,642.24 m<sup>2</sup>
4. 概要 持統天皇8年(694)から和銅3年(710)まで営まれた古代の都城跡。藤原京跡の中心部に位置し、約1km四方の区画内に内裏・大極殿、役所等が建てられた。北端部で条件の整った部分を追加指定する。

## 史跡の追加指定及び名称変更 1件

1. 名称 飛鳥宮跡(あすかきゅうせき)  
←(旧名称)伝飛鳥板蓋宮跡(でんあすかいたぶきのみやあと)
2. 所在地 高市郡明日香村大字岡
3. 面積 既指定地: 33,120.08 m<sup>2</sup> 追加指定地: 2,807.20 m<sup>2</sup>
4. 概要 じよめい 舒明天皇の飛鳥岡本宮、あすかおかもとのみや 皇極天皇の飛鳥板蓋宮、こうぎよく 齊明天皇の飛鳥岡本宮、あすかいたぶきのみや 後飛鳥岡本宮、さいめい 天武・持統天皇の飛鳥浄御原宮が継続的に営まれた遺跡である。今回、追加指定を行うとともに、長年の発掘調査成果に基づき、名称を伝飛鳥板蓋宮跡から飛鳥宮跡に変更する。

## 史跡の追加指定 1件

1. 名称 桜井茶臼山古墳(さくらいちやうすやまこふん)
2. 所在地 桜井市大字外山
3. 面積 既指定地: 18,563.01 m<sup>2</sup> 追加指定地: 35.91 m<sup>2</sup>
4. 概要 大和盆地南部に所在する全長208mの古墳時代前期の前方後円墳。昭和24年、25年の橿原考古学研究所による発掘調査で、後円部の竪穴式石室から大量の銅鏡、へきぎよく 碧玉製品、鉄製武器など豊富な副葬品が出土。大和政権の成立を考える上で極めて重要。条件の整った部分を追加指定する。